

医政発0420第6号
平成27年4月20日

公益社団法人全日本病院協会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

平成27年度における医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事等あて送付しましたので御了知願います。

写

医政発0420第6号
平成27年4月20日

各都道府県知事
各保健所設置市長
各特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

平成27年度における医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査について

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査については、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」（平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号医薬局長・医政局長連名通知）により実施しているところであるが、平成27年度当初から立入検査を実施する場合においては、平成27年度の立入検査関係通知を発出するまでの間、「平成26年度の医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について（平成26年9月8日医政発0908第20号）」及び「医療法25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について（平成26年9月8日医政発0908第21号）」を参考に立入検査を実施することとされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。